

裁判員制度いよいよスタート
めざそう国民による国民のための司法制度

～誤判・えん罪をうまないシステムの確立を～

素人である国民が職業裁判官と一緒に、なつて刑事裁判を行う裁判員制度が、いよいよ五月二十一日から始まります。裁判員に選ばれた方には、主権者である国民がこれまでほとんど関わってこなかった司法に、社会人としての常識を持って裁判に臨み、憲法に定めた司法のありべき姿が真に具現化しているかを自分の目で確かめたい。誤判やえん罪を生み出さない真の民主国家にふさわしい司法制度の確立をめざすための重要な任務を果たしていただくことを切に期待したいと思います。

司法の民主化めざし

- えん罪うまないシステム
 - ・取り調べの録画や録音 弁護人立ち合い
 - ・全証拠開示
- 過去の誤判の救済求める世論づくりを



松岡 徹
衆議院議員

松岡 徹
衆議院議員

「えん罪」は、誤判を招く原因の一つである。誤判を招く原因は、捜査段階での証拠隠蔽、取調べの録画や録音、弁護人立ち合い、全証拠開示、取り調べへの弁護人の立ち合い、全面的な可視化などは、まだ整っていない。過去の誤判の救済を求める世論づくりには、市民がえん罪づくりに加担させられてしまう。えん罪を生まない裁判員制度にするため、これらの制度を充実させてから始めるべきだ。そういう世論をつくらなければならない。

石川さんも参加した昨年、自由権規約委員会が、日本が「えん罪」をなくす義務を負っていることを指摘した。これは10年以上前からいわれているが、日本政府は改善しようとしていない。日本の司法制度は完結だと思われている人びとに、実現を明らかにし、私たちの主張が正しいことを訴えていかなければならない。

5月の集会は、こうした情勢のなかでひらく集会であり、大事なことになる。再審事件は終わった事件ではない。過去の誤判の救済を、という世論を盛りあげ、司法が動転できない環境をつくること。裁判員制度がえん罪をつくらないこと、再審を求める事件は再審すべき、という世論形成ができる集会にしてほしい。

解放新聞 中央版
2009年4月6日
2413号より転載

また、この制度を導入した国に対しては、国際的にも再三指摘されている課題を一刻も早く改め、裁判員に誤判や冤罪の片棒を絶対に担がせることのないシステムの確立を、強く求めたいと思います。

シリーズで学ぶ 裁判員制度

～ 第 5 回 ～ < 1983年 >

今回は、「えん罪」がなぜ起きるのかについて考えてみることにします。先ず「えん罪」とは簡単に言えば、国家が全く罪を犯していない善良な弱い国民を、被疑者として検挙し（警察）、集めた証拠をもって起訴し（検察）、裁判（裁判所）で裁判官が検察官の挙証を是とし、処罰することを言います。

わが国では、検察が起訴した刑事事件の有罪率は実に99.9%を超えており、精密司法と自負しているようです。しかし、これは特に神業であり、常識的には考えられないことで、裁判官も人間ですから、当然、間違いも起こします。

わが国では、これまでに死刑が確定したものの、その後、再審・無罪になった人が4人もいるのをご存知でしょうか。免田事件（1948年）、財田川事件（1950年）、島田事件（1954年）、松山事件（1955年）です。（注：カッコ内は発生年）

これらの「えん罪」事件には必ず、共通するいくつかの特徴があります。見込み捜査、被疑者に対する代用監獄を利用した長期間の勾留、そして自白の強要、無実証拠の隠蔽、誤った鑑定に対する裁判官の盲信等です。

仮に警察・検察がどのように間違えよとも、それを裁判官が慧眼でもってチェックできれば誤判は防げるはずですが、（裁判員裁判では、裁判員も誤りを見抜く眼力が求められるのです。）では、なぜプロである裁判官が真実を見落とし、誤判をやってしまうのでしょうか。

再審無罪



免田事件
1948年10月10日、東京地裁で免田事件の再審判決が行われ、免田は無罪とされた。この判決は、戦後初の再審無罪判決として、司法界に大きな衝撃を与えた。



財田川事件
1950年10月10日、東京地裁で財田川事件の再審判決が行われ、財田川は無罪とされた。この判決は、戦後初の再審無罪判決として、司法界に大きな衝撃を与えた。



松山事件
1955年10月10日、東京地裁で松山事件の再審判決が行われ、松山は無罪とされた。この判決は、戦後初の再審無罪判決として、司法界に大きな衝撃を与えた。

特別報道写真集「戦後50年」中日新聞社刊より

< 1985年 > 徳島事件

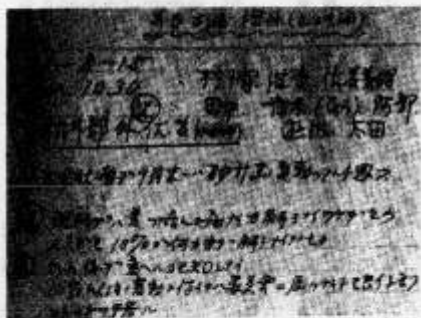


死後再審
初の死後再審となった「徳島ラジオ機銃射撃事件」で7月9日、徳島地裁は故郷土佐子さんに無罪判決。再審を引き起こした遺族と作家の瀬戸内寂庵さんは、判決を喜び合った。特別報道写真集「戦後50年」中日新聞社刊より

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

わが国の裁判官の大部分は、在学中に司法試験に合格し、大学卒業後司法修習を経て直ちに判事補に任官している。彼らは、代用監獄や拘置所に拘禁されている被疑者や被告人と、弁護人として連蔽極端に話をした経験は皆無の存在である。また、人が拘置されて取調官から厳しい取調べを受けたとき、どのような心理状態に陥るものなのか、なぜ嘘の自白をしてしまうのかなど正確に理解することができない。20歳代の若さで任官し、その後、閉鎖的な官僚機構の中で、多数の事件に追われながら、ひたすら過ごすしかないキャリア裁判官に対し、「社会や人間に対する深い洞察力を備えろ」と求めても土台無理というものである。(裁判員制度には、社会人の常識を裁判に反映をという狙いがある。)

さらには、日本の司法制度の問題点として指摘されている証拠開示の問題がある。被告人の無実を示唆する証拠があっても検察官によってそれが隠蔽され、裁判官の目から隠され続けることがままある。たとえば、無罪を決定づけた「諏訪メモ」が隠蔽されていた松川事件の場合や、外部犯人が布団のシーツ上に残した靴跡の写真が



松川事件の「諏訪メモ」 「えん罪入門」

隠されていた徳島事件の富士茂子さんのケース等である。米国等では、無罪判決に対して検察官が控訴・上告しないのが通常で、わが国では、不服として控訴・上告するのが常であるので、上訴審で判決が破棄されることを懸念して、裁判官が、「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則が守りきれていない現実がある。むしろ、形式的証拠が揃えさえすれば、強気に有罪判決に踏み切る判事の方が「主流」を占めている現実がある。(裁判員は、この点を承知しておくことも必要かも知れない。) 本来刑事裁判は、検察を検察するものであり、「有罪判決には、一点の曇りがあってはならない」はずですが、現実にはそうならない。このような市民常識に反した官僚司法の弊害を改革するために裁判員制度が導入されたのですから、裁判員に選ばれて裁判に臨んだ場合には、「えん罪」の最大の完成者にならないためにも、裁判員に選ばれる可能性のあるすべての国民は、頭からむずかしいものだと思わずに憲法や法律に日ごろから親しんで、リーガルマインド(法意識)を養い実際に裁判に臨んだ際には、良心にもとづいて公正で誤りのない判断をなすための力量を蓄えておく責務があるのではないのでしょうか。

(以下、次号につづく)

参考にした資料

- 秋山賢三「裁判官はなぜ誤るのか」岩波新書 809 岩波書店
- 小田中聡樹・佐野洋・庭山英雄・山田善二郎・秋山賢三「えん罪入門」日本評論社
- 伊藤和子「誤判を生まない裁判員制度への課題」現代人文社
- 特別報道写真集「戦後50年」中日新聞社ほか

お知らせ

◆総会開催のお知らせ◇

2009年度の総会を下記により開催します。関係者の皆様のご出席をお願いします。

記

1. 開催日時 2009年6月1日(月) 19時00分から
2. 場 所 海蔵地区市民センター2階 中会議室
3. 議 事 2008年度事業活動報告
同 会計決算報告
2009年度事業計画
同 予算計画
同 推進体制

その他

当日、欠席される場合には、開催通知に同封して送付します「委任状」を必ず総会に間に合うように、地域団体事務局(センター2階)までお届けください。

なお、総会に引き続いて、第1回委員研修会を行います。(21時までには終了予定)

以上

◆教材引継ぎのお願い◇

経費節減のため、2008年度限りで委員を交代される場合、お渡ししている研修用教材が、もし、不要であれば廃棄せずに、2009年度の委員に引き継いでいただきますようご協力の程よろしくお願い致します。

ことば 証明(證明)とは?

刑事裁判の中心任務は、犯罪を犯したとされる被告人について合理的(理由のある)疑いを超えて有罪の証明が十分成り立っているか否かを証拠の正しい判断を通じて吟味することです。いやしくもその証明が十分でない者は無罪にしなければなりません。裁判官(裁判員)は、担当したその事件の犯人を捜し出したり、真犯人がだれであるかを決定すべき立場でなく、刑罰法令を適用すべきか否かを決する立場であることを確りと考えておく必要があります。刑訴法では、事実の認定は「証拠」によることになっており(刑訴法317条)、



証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねられています。(刑訴法318条:自由心証主義)明治13年に制定された「治罪法」では、「犯罪の証明」は検察官が之を行うと明記されていますが、現行法には「証明責任」の所在を定義づける

条文が欠落しており、時には再審において無罪立証責任を請求人に転嫁するようなことが平然と行われている始末です。裁判員になったときには、「犯罪の証明」についての正確な定義を踏まえた審理を行うことが求められます。